

## 大阪府都市整備部における概略発注方式試行要領

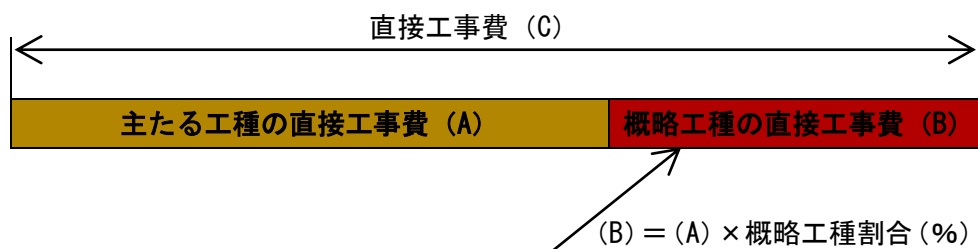
### 1. 目的

概略発注方式は、大阪府都市整備部が発注する土木工事において、入札公告時に、主たる工種以外の一部の工種（以下「概略工種」という。）について、簡略化した条件を提示することにより詳細な積算要素の提示を省略し、受発注者双方の入札関連事務の負担軽減を図ることを目的として試行するものである。

### 2. 対象工事及び概略対象工種

概略発注方式の対象工事は、単価契約及び建築工事を除く土木工事を対象として発注者が選定する。対象工事における概略工種は、その工事において主たる工種以外で、現地状況等により条件変更が生じやすい工種とし、数量総括表では主たる工種と概略工種を区分して記載するものとする。

また、概略工種の直接工事費は、主たる工種の直接工事費の概ね50%を超えない範囲内とする。



### 3. 発注方法

#### 1) 設計図書

設計図書（特記仕様書・図面・数量総括表等）の内容や契約上の位置づけは、通常工事と同様とする。

#### 2) 積算

発注者は、概略工種も含めて通常通り積上げ積算する。その際、概略工種の直接工事費には、間接工事費や一般管理費等の全部または一部の算定対象額にならない積算要素（処分費等・桁等購入費・鋼橋門扉等工場原価・業務委託料等）は計上しない。また、概略工種には共通仮設費の積上げ分を計上しない。

#### 3) 見積参考資料

対象工事については見積参考資料において、概略発注方式である旨と、入札時におけるその取扱いについて記載するものとする。また、積算書（金抜）において、概略工種は内訳や代価表の記載を省略し、総括情報表に概略工種割合として「主たる工種の直接工事費に対する概略工種の直接工事費の割合（%）」（発注者の積算上の割合を%表示で小数第8位（小数第9位四捨五入）まで示したものを）を記載する。

#### 4. 入札、契約上の取扱い

##### 1) 入札時の取扱い

入札期間中の設計図書等に対する質疑において、概略工種の積算内容については質問できる事項の対象外とする。ただし、概略工種に関する工事仕様や施工条件に関する発注者の考え方を質問することは可能であるが、回答は積算内容を示すものではない点に、入札参加者は留意するものとする。

##### 2) 設計変更・施工管理・検査・出来高部分払等における契約上の取扱い

発注者は契約後すみやかに、受注者に概略工種の内訳や代価表を記載した積算書（金抜）を参考資料として提供する。なお、概略工種の数量や施工条件等の変更に伴う設計変更や、施工管理・出来高払等については、通常通り設計図書（数量総括表等）に基づいて行う。